

1. 舞鶴市歴史文化基本構想の策定にあたって

1-1. 構想策定の背景・目的

舞鶴市は、市域全域に国指定文化財をはじめ、各種の文化財が保存・継承されている。特に舞鶴湾という良港を有する都市として、海とともに発展してきた。そのなかでも海人開基の伝承をもつ松尾寺の国宝・重要文化財の仏教美術品、日本遺産の構成文化財である舞鶴旧鎮守府倉庫施設、ユネスコ世界記憶遺産に登録された舞鶴引揚記念館収蔵資料、天然記念物であるとともに神の住む信仰の島「冠島」など海と関連するものも多く、それらは京都府、ひいてはわが国を代表するものである。また、一方では、文化財としては未指定であるものの吉原、成生など漁村の歴史的な景観をはじめ伝統的な民家の残る集落、各地域の神社や仏閣、伝統芸能や祭礼行事などの民俗文化をはじめ、市民の暮らしに息づく歴史文化遺産^{註1)}も数多く受け継がれている。

しかし、これらの文化財や歴史文化遺産は、必ずしも地域づくりに効果的に活かされてきたとは言い難く、特に、地域が主体となって受け継いできた歴史文化遺産は、人口減少や少子高齢化による担い手の減少などにともない、喪失の危機に瀕しているものも少なくないという課題を抱えている。

舞鶴市では、このような状況を打開し、市民を中心とした歴史文化を活かしたまちづくりを展開すべく、「舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては「歴史・文化都市創造への取組」として、「赤れんがと海・港が織り成す美しく舞鶴らしい景観づくり」、「城下町の歴史資源等の活用によるまちづくり」、「近代化遺産の保存・活用」、「文化資源の活用によるまちづくりと市民文化の振興」を掲げ、着実な取り組みを進めている。これらの取り組みにより平成24年(2012)には、文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)を受賞し、平成27年(2015)には引揚記念館収蔵資料が世界記憶遺産に登録、平成28年(2016)には「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」のストーリーが文化庁の日本遺産に認定、平成29年(2017)には「舞鶴の海軍施設と都市計画」が日本イコモス国内委員の選ぶ「日本の20世紀遺産20選」に選定された。その他にも産業観光まちづくり大賞、観光庁長官賞、日本イコモス賞、ジャパンフィルムコミッション JFC アワードなども受賞し、これまでの歴史文化遺産を長年にわたり市民と行政が協力しながら、文化・芸術を活かした個性あるまちづくりを進めた活動に対する功績が認められている。

また、文化財等の調査や研究についても一定の成果や蓄積がみられ、市民の歴史や文化に対する意識も高まりをみせてきている。

従って、これまでの取り組みの成果をもとに歴史文化遺産を市のまちづくりの基盤として位置付け、国内外の人々の来訪を促すとともに、地域への誇りや愛着を育み・確実に歴史文化遺産を引き継いでいくことが求められているといえる。

このような、歴史文化遺産の保存活用をより一層効果的に進め、地域づくりへと発展していくためには、市民をはじめ、専門家や行政、企業等を含めた関係する多様な主体が協働して取り組みを展開するための目標や方針の共有を図ること、また、取り組みを後押しする仕組みを整えていくことが求められている。

このような背景を踏まえ、舞鶴市の歴史文化遺産の魅力を高め、生き活きとした地域づくりへと展開していくことを目的として、歴史文化遺産の総合的な保存活用のためのマスタープランとなる「舞鶴市歴史文化基本構想」を策定する。

註1)歴史文化遺産については4頁の「用語の定義」参照

1-2. 構想の位置付け

舞鶴市では、平成23年(2011)8月に「新たな舞鶴市総合計画」を施行し、都市像として「東アジアに躍動する国際港湾・交流都市 舞鶴」を掲げている。さらに、「新たな舞鶴市総合計画を推進するための後期実行計画」(計画期間：平成27～30年度)を平成27年度(2015)に策定した。この後期実行計画では、まちづくり戦略として、「まちの安定的成長戦略」、「みんなで支えあう地域づくり戦略」、「次世代を担う人材の育成戦略」の3つの戦略のもとに、まちづくり戦略の共通方策として、「新しい公共」の理念のもとに、「市民を中心としたまちづくりの確立」、「市内外の多様な主体との連携・協力の強化」、「行財政改革の推進」の原則や基本方針として行政施策を推進していくこととしている。さらに、同実行計画では、「まちの安定的成長戦略」のなかで、「歴史・文化都市創造への取組」を掲げ、「歴史資源の活用によるまちづくり」を進める方策として歴史文化基本構想の策定があげられている。また、総合計画に基づき、「舞鶴市文化振興条例」(平成28年4月1日施行)を策定しており、市民一人ひとりが文化を支える担い手となって、文化の振興を図っていくことが重要としている。

本構想は、こうした上位計画や関連計画の目標・柱に基づき、舞鶴市における歴史文化を活かしたまちづくりのためのマスタープランとして策定する。

「歴史文化基本構想」は、平成19年(2007)10月の「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」において提唱された新たな概念に基づく構想である。平成22年度末までに全国20地区において歴史文化基本構想がモデル的に策定された後、各都市で策定の取り組みが始められている。

舞鶴市において「舞鶴市歴史文化基本構想」を策定することは、生活やまちづくりの基盤として欠くことのできない豊かな歴史文化遺産を将来に向けて引き継ぐ重要な役割を果たすこととなる。従って、自然環境の保全や農林水産業・商工業の活性化、観光振興、地域間交流や生涯学習など、各分野の施策の推進にあたっては、歴史文化遺産の保存活用との関係を考慮することが不可欠であり、本構想はこれらの施策の効果的な推進を後押しする役割を担う構想でもある。

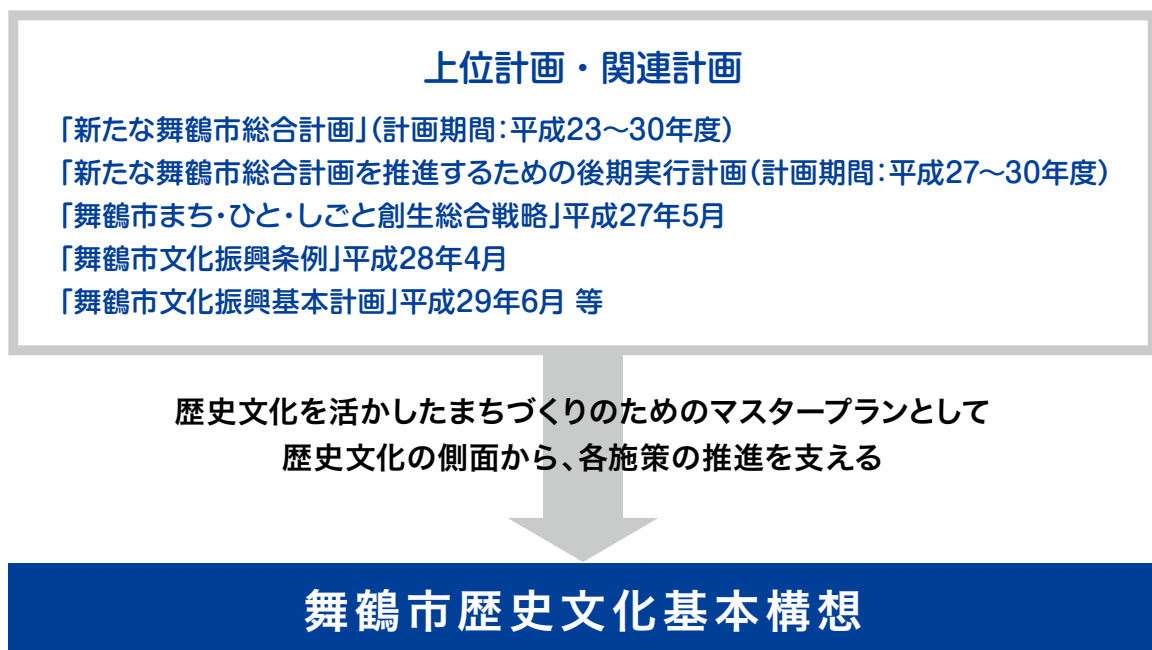


図1-1 舞鶴市歴史文化基本構想の位置付け

1-3. 策定体制および経緯

舞鶴市に所在する多様な分野の歴史文化遺産の特徴を的確に把握するとともに、市民が共感できる構想としてとりまとめるため、学識経験者、各種団体の代表者、行政関係者等の合計11名で構成する「舞鶴市歴史文化基本構想策定懇話会」(表1-1)を設置して検討をおこなった。

平成28年(2016)8月29日の第1回懇話会を皮切りに、10月28日に第2回懇話会、平成29年(2017)1月10日に第3回懇話会、3月24日に第4回懇話会、平成30年(2018)1月15日に第5回懇話会を開催した。構想策定の過程において、全自治会を対象とした「地域のたからもの」アンケート調査を実施し、市民への意見聴取や構想内容等の周知を図った。



図1-2 舞鶴市歴史文化基本構想懇話会の様子

表1-1 舞鶴市歴史文化基本構想策定懇話会

区分・専門		氏名	所属・役職	備考
学識 経験者	建築	日向 進	京都工芸繊維大学名誉教授	会長
	文化財・考古	菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授	
	民俗・景観	上杉 和央	京都府立大学文学部准教授	副会長
各種団体		高橋 聡子	舞鶴市文化財保護委員会会長代理	
		澁谷 恵一	舞鶴市自治連区長連協議会理事	
		鋳菱 英明	一般社団法人舞鶴観光協会広域観光公社事業部本部長	
		和田 和美	舞鶴観光ガイドボランティア けやきの会	
行政関係者		一瀬 浩則	舞鶴市都市計画課地域整備係主査	
		松岡 恵美	舞鶴市観光商業課観光振興係長	
		小西 征良	舞鶴市企画政策課主幹兼移住・定住促進課長兼まちづくり計画係長	
オブザーバー		岸岡 貴英	京都府文化財保護課副課長	
事務局		飯尾 雅信	舞鶴市市民文化環境部長	
		吉岡 博之	舞鶴市地域づくり・文化スポーツ室長	平成28年度
		岸本 淳子	舞鶴市地域づくり・文化スポーツ室長	平成29年度
		石原 雅章	舞鶴市文化振興課長	平成28年度
		左織美紀恵	舞鶴市文化振興課長	平成29年度
		松本 達也	舞鶴市文化振興課文化財係長	
	神村 和輝	舞鶴市文化振興課文化財係主査		

1-4. 用語の定義

「文化財」と「歴史文化遺産」

本構想における「文化財」とは、「文化財保護法」第2条で規定する有形文化財(建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書ならびに考古資料およびその他の学術上価値の高い歴史資料等)、無形文化財(演劇・音楽・工芸技術等)、民俗文化財(衣食住・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術等)、記念物(貝塚・古墳・都城跡・城跡・旧跡・庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳その他の名勝地ならびに動物・植物および地質鉱物等)、文化的景観、伝統的建造物群のうち、歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の価値の高いものをいう。また、「京都府文化財保護条例」や「舞鶴市文化財保護条例」に定める「文化財」の概念も「文化財保護法」に準じている。

一方、近年、地域の歴史や文化の価値が再認識されるなかで、地域の人々の暮らしと深く関わり、地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的遺産が見直されてきている。

これらの歴史的・文化的・自然的遺産の価値は、地域の人々の暮らしとの関わりを通じて形成され、遺産相互の関係性や周辺環境との関係性などにより醸し出されるものであるため、分野別・個別物件別の価値の上に成り立つこれまでの「文化財」の概念では規定することが難しいものである。

そこで、本構想では、指定等文化財を含め、先人によって生まれ、現代に伝えられた知恵・経験・活動の成果および多様な価値観を包摂する歴史的・文化的・自然的遺産(一体となって価値を形成する周辺環境を含む)を「歴史文化遺産」とする。

従って、本構想における「歴史文化遺産」は、地域の風土を基盤として、先人の営みを今に伝えるもの、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、市民が未来へむかって活用継承するものと定義づける。



※指定等文化財：文化財保護法令に基づく指定・登録・選択・選定をいう。

図1-3 「文化財」と「歴史文化遺産」の概念整理